

世田谷区立総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）及び
大蔵第二運動場の指定管理者の選定について

（付議の要旨）

平成29年4月からの世田谷区立大蔵運動場及び二子玉川緑地運動場、大蔵第二運動場の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立総合運動場（大蔵運動場及び二子玉川緑地運動場）の指定期間が平成29年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立総合運動場条例に基づき、平成29年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

また、世田谷区立大蔵第二運動場については、平成29年4月から指定管理者制度を導入するため、世田谷区立総合運動場と合わせ、平成29年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- （1）施設名 世田谷区立大蔵運動場
世田谷区立二子玉川緑地運動場
世田谷区立大蔵第二運動場
- （2）所在地 世田谷区大蔵四丁目6番1号（大蔵運動場）
世田谷区鎌田一丁目3番5号（二子玉川緑地運動場）
世田谷区大蔵四丁目7番1号（大蔵第二運動場）
- （3）現在の管理運営団体
 - ①指定管理者 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（大蔵運動場及び二子玉川緑地運動場）
 - ②受託者 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（大蔵第二運動場）
- （4）現在の期間
 - ①指定期間 5年間（平成24年4月1日～平成29年3月31日）
 - ②委託期間 1年間（平成28年4月1日～平成29年3月31日（予定））

3. 指定管理者制度適用の理由、効果

総合運動場については、現在の公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、平成18年度より指定管理者として、区のスポーツ行政の補完役及び生涯スポーツ振興事業の担い手となり、利用者サービスの向上に努め、着実に実績を上げてきている。また、各種事業と施設管理を一体的に行うことにより、利用者ニーズへの迅速な対応など、施設の効率的な運営を図ることができるため、指定管理者制度を継続する。

大蔵第二運動場については、現在の公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、平成22年度より、受託事業者として、施設の管理運営を担い、利用者サービスの向上に努めている。各種事業と施設管理を一体的に行うことにより、利用者ニーズへの迅速な対応など、施設の効率的な運営を図ることができるため、指定管理者制度を導入する。

なお、総合運動場と大蔵第二運動場を同時に選定することにより、さらに、利用者ニーズの迅速な対応など、施設の効率的な運営を図ることができる。

4. 指定期間

5年間（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

5. 指定管理者候補者の選定方法について

(1) 選定方法

世田谷区立総合運動場については、世田谷区立総合運動場条例第14条第1項に定める特別の事情の規定に基づき、世田谷区立大蔵第二運動場については、世田谷区立大蔵第二運動場条例第12条第1項に定める特別の事情の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で選定方法を決定し、適格性の審査を行う。なお、選定を効率的に行うため、3施設同時に行う。

(2) 特別の事情について

世田谷区立総合運動場については、『指定管理者制度運用に係る指針』第5の3「特別の事情」の(2)及び(4)に該当し、大蔵第二運動場については、(2)に該当する。

※ 指定管理者制度運用に係る指針 第5の3「特別の事情」

(2) 施設の設置目的を達成するために、団体の専門性や地域との連携等指定管理者が客観的に特定される場合

(4) 現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できる場合」

【理由】

世田谷区立総合運動場は、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与することを目的とした施設である。その運営にあたっては、生涯スポーツ社会の実現に向け、利用者のサービス向上に努めるとともに、各種事業と施設管理を一体的に行うなど、施設の効率的な運営を図ることが必要である。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、区民のスポーツ振興の推進に寄与している区内スポーツ・レクリエーション48団体の先導的役割や調整機能を果たすとともに、各団体と連携した事業を実施している。また、区民の健康づくりや障害者を対象とした施策などに積極的に取り組み、区のスポーツ行政の補完役及び生涯スポーツ振興事業の担い手として事業展開を図っており、効率的かつ効果的に事業を運営するためには、総合運動場及び大蔵第二運動場の施設を一体的に管理していく必要がある。

現在、当財団による総合運動場の管理運営は、日常の施設安全点検はもとより、緊急時の危機管理体制の構築など、警備面、救護面から利用者の安全対策を講じ、計画的かつ安定的な施設運営を行っている。また、利用者サービスの拡大を図るため、事業参加者へのアンケート調査、ご意見・ご要望箱の設置などを実施し、利用者のニーズを踏まえたうえで、テニスコート夜間営業時間の拡大や陸上競技場の個人利用枠の充実など、利用者サービスの向上に努め、その結果、年々施設利用者数が増加しており、着実に実績を上げている。

また、当財団による大蔵第二運動場の管理運営は、日常の施設安全点検はもとより、緊急時の危機管理体制の構築、災害時の指定施設としての役割など、警備面、救護面から利用者の安全対策を講じ、計画的かつ安定的な施設運営を行っている。また、利用者サービスの拡大を図るため、事業参加者へのアンケート調査、ご意見・ご要望箱の設置などを実施し、利用者のニーズを踏まえたうえで、ゴルフ場及びテニスコート早朝営業時間の拡大など、利用者サービスの向上に努め、その結果、年々施設利用者数が増加しており、着実に実績を上げていることから、現在の管理者である財団法人世田谷区スポーツ振興財団から事業計画等の提出を受け、適格性の審査を行う。

6. 審査体制

(1) 選定委員会の開催

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を開催する。

(2) 選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）5名と、区職員2名とする。

7. 選定基準

世田谷区立総合運動場については、世田谷区立総合運動場条例第14条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき評価項目を設け、選定委員会において申請者から提出された事業計画書その他規則で定める書類等を審査し、かつ申請者のヒアリングにより得られた内容を加味して、総合的な評価を行い指定管理者の候補者を選定する。

(1) スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 総合運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(3) 総合運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

世田谷区立大蔵第二運動場については、世田谷区立大蔵第二運動場条例第12条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき評価項目を設け、選定委員会において申請者から提出された事業計画書その他規則で定める書類等を審査し、かつ申請者のヒアリングにより得られた内容を加味して、総合的な評価を行い指定管理者の候補者を選定する。

(1) スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(3) 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

なお、選定を効率的に行うため、3施設同時に行う。

8. 今後のスケジュール（予定）

平成28年	4月	区民生活常任委員会報告（選定方法）
	5月～7月	選定期間（適格性審査）
	8月	政策会議（選定結果）
	9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
		第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成29年	4月 1日	次期指定管理者による管理の開始